

離乳食教室 参加者募集



離乳食は、母乳やミルクしか飲んでいなかった赤ちゃんが、生後5・6か月ごろから約1年かけて、大人と同じような食事ができるようになるためのステップです。

正しい離乳食の始め方と進め方は、子どもたちの成長・発達、健やかな親子関係の形成にとって重要な過程となります。初めて（久しぶり）の離乳食で、進め方などに戸惑いや不安を抱えるお母さん・お父さんなどのため、自信をもってお子さんの離乳期に対応できるよう「離乳食教室」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

対象 妊婦、1歳ごろまでのお子さんの保護者と家族
日時 7月26日（水）午前10時～11時（受付

は午前9時45分から）

場所 子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」（町保健センター内）

定員 10組程度（申込順）

担当 町管理栄養士

内容 離乳食の始め方と進め方について（全体的なお話）、妊娠期・授乳期の食事について、離乳食相談

持ち物 母子健康手帳、その他必要なもの

申込・問合せ 6月26日（月）～7月21日（金）の期間に町保健センター ☎ 296-2530 または子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」 ☎ 298-1136 までお申し込みください。

※保健センターまたは子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」では、離乳食や子育てに関するご相談を随時お受けしています。お気軽にご相談ください。



放課後子ども教室教育活動サポーター募集

対象 18歳以上で児童の学習活動や地域活動に理解のある方（特別な資格・経験は必要ありません）

勤務内容 児童の学習活動、体験活動、遊び等の補助や安全管理の支援 **謝礼** 930円（1時間）

募集人数 10人程度

※教育活動サポーターとしてご登録いただき、1教室で指導者が5人程度となるようシフト制を採用する予定です。

勤務日時 原則木曜日午後2時20分～午後5時20分の間で1時間から3時間程度

勤務場所 鳩山町立今宿小学校

応募方法 6月30日（金）までに「鳩山町放課後子ども教室推進事業コーディネーター等登録申込書」を教育委員会事務局まで提出してください（郵送・メール可）。面談の上、採用等の決定を行います。※申込書は町ホームページでダウンロードするか、教育委員会事務局で配布しています。

問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当 ☎ 296-1263

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆ 6～7月 休日臨時開庁日

■ 日程 6月11日（日）・24日（土）
7月9日（日）・29日（土）

■ 時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■ 場所 役場町民健康課（庁舎1階）

■ 問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



子育てカレンダー

6月中旬～



Enjoy

6/14・6/28 (水) (水) はとっこひろば
「にこにこ」

にこにこサロンのボランティアが、簡単な工作をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談などをお聞します。

内容：(6月14日)七夕かざり作り、(6月28日)七夕かざり作り **時間：**午前10時～11時 **定員・申込：**各回3組で事前申込制。費用無料。定員になり次第受付を終了。

問合せ・場所：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

6/6・28・7/7 (火) (水) (金) 保育体験

親子で参加する保育体験です。
対象：町内に住む0歳から4歳の未就園児と保護者 **募集：**随時募集中 **時間：**午前9時30分～11時30分 **費用：**保険料402円×来園人数分(初回参加時にご用意ください)

※詳細は右記の二次元コードから、園ホームページをご覧ください。

場所・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

6/15 (月) つどいの広場(ぼっぱ)

時間：午前11時～
場所：つどいの広場 ぼっぱ「さくら」ルーム **内容：**「小さい子どもたちのためのおはなしシアター」～パネルシアター・ペープサート・エプロンシアター・うた遊びなど～ **講師：**山村学園短期大学 児童文化財ゼミ **対象：**子育てに興味・関心のある方 **費用：**無料 **申込：**不要
問合せ つどいの広場(ぼっぱ) ☎ 296-7733

すくすく

6/12・7/10 (月) (月) 妊婦・乳幼児健康相談

お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。

対象：妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制) **時間：**午前9時30分～11時 **内容：**身体計測、健康相談、栄養相談 **持ち物：**母子健康手帳、タオル

場所・問合せ：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」

☎ 298-1136

7/7 (金) 2歳児歯科健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に2歳児歯科健診を行います。
対象：令和3年1～6月生まれ **内容：**歯科医師によるお話し、歯科診察、ブラッシング相談、フッ素塗布(希望者)、保健相談、栄養相談 ※受付時間、持ち物等の詳細は個別に通知します。

場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

7/12 (水) すくすく相談

お子さんの発育発達について、気になることや心配なことを個別相談できます。

対象：主に乳幼児(事前予約制) **時間：**午後2時～午後4時(受付時間等詳細は個別にお知らせします) **内容：**小児科医・言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士による発育発達相談

場所・問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

Meet Book

6/17・7/1 (土) (土) こどもおはなし会



楽しい絵本を読んだり、折り紙をします。ぜひご参加ください。

時間：午前10時30分～11時 **問合せ・場所：**町立図書館(おはなしコーナー)

☎ 296-5660

6/9・23・7/14 (金) (金) (金) うさぎちゃんのおへや

絵本の読み聞かせと手遊びをします。ぜひご参加ください。

内容：6/9「くだもの」「スूपになりました」、6/23「おさじさん」「おにぎり」、7/14「ちょうちょうひらひら」「ぎったんこぼったんこ」

時間：午前11時～11時20分 **場所：**つどいの広場(ぼっぱ)

問合せ：町立図書館 ☎ 296-5660

育児や学校のこと、一人で悩まず相談を

ひばり子育て相談 (オンライン相談・電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。詳細は下記までお問い合わせください。 **受付時間：**

平日 午前9時～午後5時

問合せ：ひばり子育て支援センター

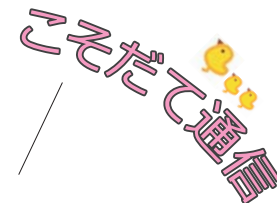
☎ 296-5694

さわやか相談室(鳩山中学校内)

☎ 296-2230

相談時間：授業がある日の午前11時～午後4時 ※上記相談時間以外の電話相談は町教育委員会事務局へ(☎ 296-1227 平日 午前8時30分～午後5時15分)

児童手当を受け取るには、申請が必要です



児童手当は、子育て世帯における生活の安定と、児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童1人当たり月額5,000円～15,000円が支給される制度です。

■支給対象

町内に住所があり、中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している保護者等のうち、所得上限限度額を超えない方や、受給者と児童(海外留学中の場合などを除く)が国内に住んでいる場合に支給されます。

■支給時期(年3回)

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

■申請方法

町民健康課窓口へ「認定請求書」を提出します。(受給者名義の振込口座がわかるものなど、必要に応じて添付書類の提出をお願いすることがあります。)公務員の場合は、勤務先での手続きになるため、申請漏れにご注意ください。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでの手続きも可能です。

支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
特例給付(※)に該当する方	一律5,000円

※「■所得制限」をご参照ください。

■所得制限

児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合は年齢や出生順に応じた支給額を、①以上②(所得上限限度額)未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002.0万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

■現況届のご提出をお忘れなく

現況届は、毎年6月1日時点の状況を把握し、6月分以降の手当支給の可否を決定するためのものです。昨年から、状況が変わっていないければ、原則提出不要ですが、児童と別居されている場合などは、現況届の提出が必要です。該当する方には5月下旬ごろ

に提出書類等を郵送しますので、早めに提出をお願いします。

また、マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでの手続きも可能です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891